『技能職員の勤務労働条件等』に関する本交渉（議事録）

【支部】

それでは、ただいまから、支部として、「2026 自治労現業統一闘争に関する要求書」の申し入れを行う。

「2026 自治労現業統一闘争に関する要求書」手交・読み上げ

ただいまの申入れに関し、公園緑化行政を担う技能職員として、安心・安全で質の高い行政サービスを守るためにも、具体の項目について各執行委員から数点の要請と指摘を行いたい。

はじめに、業務執行体制である。

小公園においては、技能職員による日々の点検や補修業務により、公園の遊具や施設における重大事故は激減したが、公園事務所に寄せられる苦情要望の大半が、樹木と除草で占められている。局は、技能職員の業務を委託しても「行政サービスは低下しない」と小公園のトータル管理を行ってきた技能職員の樹木管理の委託を行い、業務を細分化してきた。結果、公園事務所に寄せられる多くの苦情や要望が委託部分である。

局は、新・市政改革プランや局長の方針に基づき、技能職員の業務全体を検証し、点検業務の委託化や公園樹の直営管理など、技能職員の業務執行体制の検討を行っており、今年度においては、災害対策や技術・技能の継承など、将来の維持管理体制を見据え、旭区では、パイロット事業として、定期点検業務を委託し、一部公園樹の直営管理を試行的に行っている。

公園ＰＴでは次年度、共用担当業務の整理をはじめ、エリア制を継続する上で、定期点検の点検回数の見直し、公園樹の苦情要望対応の実施の検討を行っている。さらに、企画適正化業務の見直しにより、愛護会支援助言業務、一部適正化業務の実施の検討も行っている。

支部は、安心・安全で樹木管理を含む公園のトータル管理を行い、迅速で柔軟な行政サービスの提供は、市民の最前線で働く技能職員の役割であると考える。

そのための技能職員の業務全体の検証は必要であり、この役割を果たすためには、樹木管理も含めた公園の維持管理体制を求めるとともに、継続した新規採用と要員の定数化が必要である。

業務執行体制の確立にあたっては、安易な委託による行政サービスの低下をきたさないよう、業務量に見合った要員配置と安易な要員とポストの削減を行わないよう要請する。

次に、大公園においては、指定管理者制度の導入やインセンティブを活用した樹木管理や除草業務を部分委託してきた。大公園の部分委託は、インセンティブを活用した委託費が配置人数を上回る経費になる問題や、点検・緊急対応業務などの直営業務が残る問題がある。インセンティブを活用した委託により、過剰な要員の削減、労働条件の悪化をきたすことのないよう要請する。

また、指定管理者やＰＭＯ事業者に対しては、調整課活性化担当、とりわけ部門監理主任・再任用職員が、公園事務所と連携し、公園巡視を行い、モニタリングよる「監督・指導」を行っている。しかし、年々指定管理者による公園が増加していることからも、改めて業務量の検証を行うとともに事業の継続を求める。

整備ライン業務においては、「大阪市街路樹・公園樹マネジメント戦略」に基づく維持管理などにより、体制を強化していることから、単年度ごとの検証と業務量に見合った適正な要

員配置を求めるとともに、中長期的には、本来技能職員が担う監督補助業務となるよう要請する。

また、切株除去について、長居公園事務所から、大阪城公園事務所に業務が移管されたため、引き続き事業の進捗状況の把握に努めていただきたい。

いずれにしても、局として、より安全・安心・快適な公園を市民に提供できる体制の構築に向け、大公園をはじめ来年度の業務執行体制を明らかにし、技能職員の技術・技能・知識・経験の継承を行うため、継続した新規採用を強く要請する。

つぎに、高齢者雇用についてである。

２０２３年度から定年延長制度が段階的に実施されており、今年度定年される職員をはじめ、再任用を希望する職員に対しては、十分な説明と「職の確保」に向け、やりがいと技術・技能・経験が活かされるよう業務内容の充実を求める。

人事評価制度に関わっては、支部として「職員基本条例」に則って行われている相対評価は、現在も本市と市従本部が労使合意されていない状況であることからも、反対の立場であることを表明しておく。その上で、引き続き、公平・公正性、透明性、客観性、納得性を確保し、組合員の十分な理解の下、人材育成のための制度となるよう要請する。

つづいて「労働安全衛生管理体制の充実・強化」についてである。

支部は、局に対して、公園職場の現場実態に即した安全衛生体制の確立と公務災害ゼロをめざす取り組みを継続的に求めている。

建設局安全衛生委員会、以後速やかに開催されている「建設局公園職場安全衛生連絡会議」については公園職場における事故や公務災害の未然防止を目的とした研究や検討を行う場として設置されているものであることから、時宜を失することのないよう開催を要請するものである。

今後、新型コロナウイルスをはじめとする感染症が蔓延した時には、引き続き局の責任において対策を講じるよう要請する。

熱中症の予防対策については、局の努力により、昨年度ブルゾン型の空調服が全職員に支給され、今年度はバッテリー容量の大きい製品も順次支給されてきたと聞き及んでいる。

さらに、公園職場安全衛生連絡会議において求めてきた成果もあり、試行的に充電式熱中警戒アラートバンドの導入もされるなど、この間の局の取り組みを評価したい。

現場作業において、熱中症予防対策は非常に重要であることから、暑熱環境下での作業負担を軽減するため、空調服の下に着用して冷却効果を高めるドライシャツ等の導入についてなど、さらなる熱中症対策もご検討いただきながら、引き続き、主体的取り組み強化と現場実態に適した製品の選定等を要求するものである。

作業現場では、安全領域や人員の確保をなど、安全に業務を進めるための工夫を行っている。局として、作業現場での安全管理についてはどのように考えているのかお聞かせいただきたい。

また、公園事務所は、建てられてから 30 年が経過する事務所が多く、クーラーや浴室など各所で不具合がでてきており、局は都度修繕の対応をされている状況にある。引き続き、快適な職場環境を維持していくため、迅速な不具合個所の修繕を要請する。併せて、女性職員の更衣室やトイレなどの職場環境の充実を要請する。

ただいまの申入れに関し、具体の項目について数点にわたって要請してきた。

これらはすべて、局として、厳しい状況下にあっても市民視点に立ち、あらためて市民にとって、本当に必要で重要な事業を推進するよう最大限の努力を要請するものであることから、誠意ある回答を求める。

【局】

要求に対する回答に先立ちまして、はじめに、平素より公園緑化事業の円滑な推進にあたりご理解とご協力をいただくとともに、市民生活の安全・安心を確保するため、現場の第一線でご活躍いただいておりますことに対し厚くお礼申しあげます。

また、令和６年３月に策定された「新・市政改革プラン」の基本方針に基づき、各種取組を進めている状況の中、皆様方が日々の現場において、市民ニーズを細かく把握し、創意工夫と努力によって市民サービスの提供に努めていただいていることは、十分に認識しているところでございます。

それでは、支部より「技能職員の勤務労働条件等について」の交渉申し入れとしまして、「自治労現業統一闘争に関する要求書」をお受けしましたが、その申し入れに関わり、局の考え方を申しあげます。

はじめに、支部からご指摘いただきました、建設局の体制、公園の維持管理等につきましては、職制の判断と責任において行う管理運営事項でございます。今年度につきましても、建設局の体制、公園の維持管理等について、局内で横断的に検討を重ねているところでございます。

それでは、過日の予備交渉において交渉事項として確認した３項目（３，４，８）につきまして回答させていただきます。

まず、今後、業務執行体制の変更に伴い職員の勤務労働条件が大きく変更することが想定される場合には、交渉事項として位置づけ、皆様方と十分に協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「定年退職後に再就職を希望する場合の雇用確保」につきましては、去る５月７日に総務局―市従本部間で行われた「技能職員の勤務労働条件について」の交渉で確認されたとおり、本市では年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、これまでの再任用制度と同様の制度を暫定的に存置することで対応しております。

つづきまして、「労働安全衛生管理体制の充実・強化」につきましては、安全衛生管理体制や被服の貸与制度などは、職場の安全管理・職員の健康の保持増進に密接にかかわる重要な課題であると認識しております。

これまで、事業所ごとの産業医選任をはじめ、各職場安全衛生委員会を中心とした活動を推進し、支部の皆様方のご協力もいただきながら、安全衛生活動の充実に努めてまいりました。引き続き、安全衛生管理体制の充実・強化を図ってまいります。

なお、公務災害の未然防止対策、及び熱中症対策にかかる情報共有等について、建設局安全衛生委員会において行ってまいりました。支部からご指摘いただいた「建設局公園職場安全衛生連絡会議」につきましては、引き続き速やかに開催するように事務局に働きかけてまいります。

熱中症予防対策について、本年も熱中症予防対策の取り組みとして、職場安全衛生委員会委員等を対象に「熱中症予防対策セミナー」を開催し、熱中症の症状等の基礎知識はもとより、昨年６月に熱中症対策が強化された労働安全衛生規則の改正概要や趣旨についても講義を受け、予防対策や対処方法等について知識の習得及び向上を図りました。

また各職場へは、熱中症の予防対策に係る通知文を送付し、昨年６月に強化された熱中症対策の義務化について、あらためて周知するとともに、本年３月に厚生労働省が策定した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」など熱中症予防情報の周知を行いました。

本年７月には、夏季における熱中症予防対策の一環として、危険作業以外でのヘルメット着装の緩和や、水分や塩タブレットなどの公費負担について周知しております。

また、本年９月に、職員の健康面・安全面の確保を強化する一環として、充電式熱中警戒アラートバンドの試行実施を開始しております。全所属への購入に向けて、試行着用している職員のアンケートやヒアリングでの意見を踏まえ、有効性を検討し判断してまいります。

今後も、熱中症対策として注意喚起や意識啓発の取り組みを強化するとともに、来年度に向けて、熱中症による重篤な労働災害を未然に防止するべく、効果的な対策等について、支部のご意見もいただきながら、関係先と協議や取組みを進めてまいります。

また、作業服等の改善については、今後も、近年の酷暑化の状況を踏まえ、より業務実態に見合った被服の貸与となるよう、支部のご意見もお伺いしつつ、改善の必要があると考えられる場合につきましては、関係先に調整してまいりますので、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

業務に必要な安全衛生に関する資格の取得や特別教育の受講、安全用具の購入につきましても、計画的に推進し、安全衛生管理体制の充実・強化に努めてまいります。

なお、今年度におきましては、公園の維持管理業務で使用する特殊車両の運転に必要な中型自動車免許について、保有者数の減少が見込まれることから、「建設局職員中型自動車運転免許取得要綱」を制定し、公費負担による免許取得に向けて取り組みを開始しております。

安全な作業環境に関しましては、建設局独自の取り組みである酸素欠乏等防止月間や年末年始無災害運動などの各種月間において、重点項目を設けて職員の安全意識の高揚を図るとともに、労働安全コンサルタントによる安全診断を実施し、その診断結果を各職場安全衛生委員会に反映するなど、情報の共有化を図ってまいりました。

今後とも職場安全衛生委員会の活動内容の周知徹底を図り職員個々の自覚を促し、意識の共有化ができるように努めてまいります。

労働安全衛生法では「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」と規定され、事業者には安全配慮義務が課せられていることは十分認識をしており、これまでも各種講習会等において安全管理者等の管理監督者に対し労働安全衛生法の趣旨を徹底してまいりました。

また、快適な職場環境の形成を図ることは、作業の効率化や職場の活性化にも資するものと考えています。今後も各職場の庁舎管理者とも連携しながら、職場環境における問題点の把握に努め、問題点等が生じた場合には、その改善に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

今後、局－支部間において協議すべき事項が生じましたら、適宜、事務折衝等の場において協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【支部】

ただいま、職員課長から要求に関する回答が示された。

今般の交渉内容は予備交渉を経たものであり、回答内容については一定了承するものであるが、数点要請したい。

まずは、感染症対策である。組合員を守るためにも、感染症まん延時には、局として最大限の取り組みを要請する。

事業所については、局の回答にもあるように、職場にとって重要なものであり、また、災害時の復旧の拠点となるべき施設であることから、不具合箇所については、引き続き迅速な対応を要請したい。さらに、女性が働ける職場が限定されていることから、女性が働きやすい環境を整えるよう、局の最大限の努力を要請する。

最後に、現場での安全対策であるが、回答でも明らかように資格取得や安全教育、職場巡視など様々な取り組みを行っている。

そうした取り組みも当然必要であるが、現場では、安全に作業し、市民ニーズに応えていくためには、各事業所、作業班に一定の人員を確保することが必要であることを指摘しておきたい。いずれにしても、現場には様々な課題が山積していることも事実であり、それら諸課題の実態把握に努めるとともに、特に職員の勤務労働条件にかかわる事項については引き続き十分な協議・交渉を求めておく。